

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、米国カリブ海海域を追加するものとする事。
(第十一条の十関係)

第二 この政令は、平成二十六年一月一日から施行するものとする事。

(附則関係)